

特定非営利活動法人 Bring Up Japan 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Bring Up Japan という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市千種区豊年町8番3号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民に対する居場所としての役割を担うために子供から高齢者まで幅広い年齢層を対象とした食事提供、学習支援、高齢者の憩いの場の提供、生活困窮者支援などの事業を行い社会的な弱者の孤立を防止し、より健やかに生きる環境づくりに取り組むことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) グレースこども食堂事業
- (2) グレースシルバーサロン事業
- (3) ホームレス支援事業
- (4) ママ cafe グレース事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体
(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 6人

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

2 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員はその議事の議決に加わることできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を

したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることがない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的記録による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経な

ければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに
残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、特定非営利活動法人ムクイに譲渡す
るものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上
の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる
事務所の掲示場に掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定
める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 朴 斗熙

理事 高貴 尚勲

理事 金 良圭

理事 李 承哲

理事 鄭 東教

理事 白 盛敏

監事 田 成賢

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日か
ら令和8年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の
定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 入会金 3,000円 年会費 60,000円
- (2) 賛助会員 入会金 1,000円 年会費 12,000円

役員名簿

特定非営利活動法人 Bring Up Japan

役名	フリガナ 氏名	住所又は居所	報酬の 有無
理事	パク ドゥヒ 朴 斗熙		無
理事	リ スンチョル 李 承哲		無
理事	ジョン ドンギョ 鄭 東教		無
理事	ベク ソンミン 白 盛敏		無
理事	タカキ ショウクン 高貴 尚勲		無
理事	キム ヤンキュウ 金 良圭		無
監事	ジョン ソンヒヨン 田 成賢		無

設立趣旨書

1. 趣旨

現代社会では世代を超えて孤独と孤立が問題になっています。若者の一人世帯ももちろんですが近年は未婚のほか、別居や離別、死別、子供の独立等の様々な理由により単身で暮らす人が増えている中一人暮らしの高齢者もどんどん増えている現状です。それと併せて核家族化と低出産率によりご家庭での子供の数も少なく、コロナ禍を通じて来た現在は以前よりも著しく地域での交流もなくそれぞれ違う形での不安と悩みと孤独を感じて生きてています。

今私たちが抱えているこれらの問題に Bring Up Japan はもっと自主的に、もっと積極的に取り組みたいと思い地域での交流の場、憩いの場、仲間づくりの場、情報交換の場を提供する事業を行い安心安全な地域でのもっと豊かな生活の営みに役立ち、人との交流を通して引きこもりや閉じこもり、孤独といった状況を未然に防ぐことに寄与することを目的に設立します。その活動の中で一つがまず一昨日 2023 年 3 月から毎月 1 回に定期的に行う子ども食堂です。文字通りの食事を提供する場所、子供だけが来られる場所じゃなく誰でも参加できる形態として"食"を通してその中で地域の方々が自然な形で交わることができるのを目の当たりにしてきっと地域のニーズも必ず高まっていると確信しました。

しかし、活動を増やしていく中やはり任意団体としては活動の限界を感じることが多くもっと社会的な信用を得て幅広く活動していく上では法人化は急務であると考えます。ただし、この会はすべての会員がボランティアとして参加し、事業目的も営利を目的としているので会社法人の形式は似つかわしくありません。よって特定非営利活動法人の設立が望ましいと考えています。皆様のご理解と幅広いご支援をお願い致します。

2. 申請に至るまでの経過

令和 5 年 3 月 1 日 任意団体 Bring Up Japan を設立

令和 5 年 6 月 6 日 設立準備会の開催

令和 5 年 9 月 1 日 設立準備会の開催

令和 6 年 12 月 8 日 設立準備会の開催

令和 7 年 3 月 30 日 設立総会

令和 7 年 3 月 30 日

特定非営利活動法人 Bring Up Japan
設立代表者 氏名 朴 斗熙

特定非営利活動法人 Bring Up Japan
令和 07 年度事業計画書

1 事業実施の方針

法人設立を機にこれまで行ってきた事業を通じて培ってきた様々なネットワークを活用して各種事業に参加される方々のエリアを少しづつ広げて行きたいと考えています。

本年度においては各種事業の中から特にママ cafe グレースを通して地域のお母さんたちの交流と育児に関する相談カウンセリング等にもっと積極的に取り組みたいと思い重点事業とします。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者 の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千 円)
(1) グレースこども 食堂事業	毎月 1 回中学生以下の 子どもは無料、大人は 300 円で食事とお樂 しみ会を行う。	(A)毎月第 2 火曜日 18 時から (B)グレーストゥルー スチャーチ (C)6 人	(D)地域住民 (E)40 人	380
(2) グレースシルバー サロン事業	毎月 2 回 65 歳以上の高 齢者の憩いの場とし て提供、毎回色んな プログラムを実施す る。	(A)毎月第 1, 3(木)13 時 半から (B)グレーストゥルー スチャーチ (C)2 人	(D)地域の 高齢者 (E)7 人/回	75
(3) ホームレス支援 事業	野宿者や生活困窮者を 支援するために支援 品の贈呈や年末年始 の炊き出しにも参加 する。	(A)年に 3 回 (B)名古屋市中区 景雲橋 (C)10 人	(D)名古屋市中 区周辺の ホームレス等 (E)100 人/回	50
(4) ママ cafe グレース 事業	地域のお母さんたちの 交流の場として提供 し、お食事やお茶会を 楽しむ。	(C)年に 4 回 (D)グレーストゥルー スチャーチ (C)8 人	(D)地域のお母 さん (E)10 人/回	85

(5) その他この法人の 目的を達成するため に必要な事業	孤児園支援と外部支援 を行う。	(E) 年に1回 (F) なし (G) 1人	(D) 孤児園、外部 (E) 未定	0
-------------------------------------	--------------------	------------------------------	----------------------	---

特定非営利活動法人 Bring Up Japan
令和 08 年度事業計画書

1 事業実施の方針

子供食堂、シルバーサロン等の事業を基盤にし、もう少し地域密着型として地域の子供が放課後に來ることの出来る塾と図書館とは違うサードプレイスとして子供たちと親御さんのフリースペースとして週 1 回ほど場所を提供して自由に楽しんで頂きながら子ども食堂のように無償でおやつ等を提供しようと考えています。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者 の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
(1) グレースこども 食堂事業	毎月 1 回中学生以下の 子どもは無料、大人は 300 円で食事とお樂 しみ会を行う。	(A)毎月第 2 火曜日 18 時から (B)グレーストゥルー スチャーチ (C)6 人	(D)地域住民 (E)40 人	350
(2) グレースシルバー サロン事業	毎月 2 回 65 歳以上の高 齢者の憩いの場とし て提供、毎回色んな プログラムを実施す る。	(A)毎月第 1, 3(木)13 時 半から (B)グレーストゥルー スチャーチ (C)2 人	(D)地域の 高齢者 (E)7 人/回	75
(3) ホームレス支援 事業	野宿者や生活困窮者を 支援するために支援 品の贈呈や年末年始 の炊き出しにも参加 する。	(A)年に 3 回 (B)名古屋市中 区周辺の 景雲橋 (C)10 人	(D)名古屋市中 区周辺の ホームレス等 (E)100 人/回	40
(4)ママ cafe グレース 事業	地域のお母さんたちの 交流の場として提供 し、お食事やお茶会を 楽しむ	(C)年に 4 回 (D)グレーストゥルー スチャーチ (C)8 人	(D)地域のお母 さん (E)10 人/回	85

(5) その他この法人の 目的を達成するため に必要な事業	地域の小学生と親御さ んに放課後にフリー ースペースとして楽し む空間を提供する	(E) 週に1回 (F) グレーストゥルー スチャーチ (C) 1-2人	(D) 地域の小学 生 (E) 5人/1回	0
-------------------------------------	---	---	-----------------------------	---

特定非営利活動法人Bring Up Japan

活動予算書

法人成立の日から 令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	30,000		
賛助会員受取入会金	10,000		
正会員受取会費	600,000		
賛助会員受取会費	120,000	760,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	60,000	60,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金	0	0	
4. 事業収益			
(1)グレースこども食堂事業収益	60,000		
(2)グレースシルバーサロン事業収益	5,000		
(3)ホームレス支援事業収益	0		
(4)ママcafeグレース事業収益	15,000		
(5)その他この法人の目的を達成するために必要な事業	0	80,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			900,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	30,000		
消耗品費	90,000		
食材費	280,000		
備品費	40,000		
外部支援金	150,000		
その他経費計	590,000		
事業費計		590,000	
2. 管理費			
(1)人件費			
給料手当	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	0		
会議費	0		
旅費交通費	200,000		
通信運搬費	20,000		
消耗品費	0		
水道光熱費	0		
交際費	84,000		
保険料	0		
租税公課	0		
雑費	6,000		
その他経費計	310,000		
管理費計		310,000	
経常費用計			900,000
当期正味財産増減額		0	
設立時正味財産額		0	
次期繰越正味財産額		0	

活動予算書

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで

(単位:円)

科 目	金額
I 経常収益	
1. 受取会費	
正会員受取入会金	0
賛助会員受取入会金	0
正会員受取会費	600,000
賛助会員受取会費	120,000
2. 受取寄附金	
受取寄附金	100,000
3. 受取助成金等	
受取助成金	0
4. 事業収益	
(1)グレースこども食堂事業収益	75,000
(2)グレースシルバーサロン事業収益	5,000
(3)ホームレス支援事業収益	0
(4)ママcafeグレース事業収益	15,000
(5)その他この法人の目的を達成するために必要な事業	0
5. その他収益	
受取利息	0
雑収益	0
経常収益計	915,000
II 経常費用	
1. 事業費	
(1)人件費	
給料手当	0
法定福利費	0
人件費計	0
(2)その他経費	
諸謝金	0
印刷製本費	30,000
消耗品費	70,000
食材費	280,000
備品費	20,000
賃借料	0
外部支援金	150,000
その他経費計	550,000
事業費計	550,000
2. 管理費	
(1)人件費	
給料手当	0
法定福利費	0
人件費計	0
(2)その他経費	
諸謝金	0
印刷製本費	0
会議費	0
旅費交通費	200,000
通信運搬費	20,000
消耗品費	0
水道光熱費	0
交際費	84,000
保険料	0
租税公課	0
雑費	6,000
その他経費計	310,000
管理費計	310,000
経常費用計	860,000
当期正味財産増減額	55,000
前期繰越正味財産額	0
次期繰越正味財産額	55,000